

令和6年10月7日開催

第 4 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第4回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月7日(水) 午前10時00分

2. 開催場所 地域交流センターピュアプラザ 多目的室1

3. 出席委員	1番	中村 トク	出
	2番	山野 美幸	出
	3番	西村 和夫	出
	4番	佐竹 学	出
	5番	前田 宗将	出
	6番	三木田 照明	出
	7番	佐々木 知彦	出
	8番	安田 悦郎	出
	9番	土居 正広	出
	10番	金森 靖一	出

4. 出席事務局職員

事務局 長	森 宗 厚 志
事務局 長 補 佐	神 谷 貴 史

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第2号 現況証明下附願いに対する発給について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それではこれより、令和6年10月7日招集、第4回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p> <p>挨拶</p> <p>これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員ですが議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)</p> <p>それでは、議事録署名委員は、5番前田委員、6番三木田委員をお願いいたします。以上で日程第1を終わります。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>4番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に議案第1号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議案といたします。</p> <p>まずは事務局より議案第1号1番について議案の説明をお願いします。なお、議事参与制限があるため、4番佐竹委員は一旦退室をお願いします。</p> <p>【議案第1号1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、経営規模を図るため近隣農地を取得するもので、強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第1号1番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号1番の集積計画について、これを決定とします。 4番佐竹委員は席にお戻りください。 続いて、順位2番及び3番について事務局一括して議案の説明をお願いします。</p> <p>【議案第1号2番及び3番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位2番及び3番も、経営規模を図るため近隣農地を取得するもので、強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 ご審議のほどよろしくをお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)</p> <p>議案第1号2番及び3番の集積計画を決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号2番及び3番の集積計画について、これを決定とします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に議案第2号、現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。議案第2号1番について事務局説明してください。</p>

事務局

【議案第2号1番を議案書をもとに説明】

順位1番については、周囲が宅地に連坦された都市計画区域内にある農地で、ここを地目整理し、処分するため現況証明願いが出されました。
先日、現地調査を地区担当委員に行っていたとき、周辺住宅化が進み、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番

ありません。

議長

これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
(質問、意見なし)

議長

採決いたします。議案第2号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。
(異議なしの声多数)

議長

賛成多数ですので、議案第2号1番については現況証明を発給することと決定いたします。続いて、順位2番について事務局説明してください。

事務局

【議案第2号2番を議案書をもとに説明】

順位1番については、先程同様に周囲が宅地に連坦された都市計画区域内にある農地で、ここを地目整理し、処分するため現況証明願いが出されました。
金曜日、現地調査を地区担当委員に行っていたとき、周辺住宅化が進み、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。

3番

ありません。

議長

これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。

6番

今後、地目はどのように変わるのか。

事務局

事務局にて現況証明を発行して農地でないことを証明する。その後、証明に基づき法務局が現地を確認して登記地目を変更する。

3番

固定資産税の対応はどのようになっているのか。

事務局

税務課はあくまでも現況で課税する。例えば、登記地目が農地であったとしても、そこに住宅が建設されているならば宅地として課税する。

3番

都市計画地域内の農地であっても800万円控除は適応されるのか。

事務局

恐らく対象外である。正確なことは後日確認してお伝えします。

議長

以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。
その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。
(質問、意見なし)

(終了時刻 午前10時35分)

以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。

令和6年10月7日(議事録調製日 令和6年10月8日)

新ひだか町農業委員会会長

印

議 事 錄 署 名 委 員

㊟

議 事 錄 署 名 委 員

㊟